明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一五一）　一
〔告　示〕
○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について（内閣二）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇**輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第一五一号）（経済産業省）

1　北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要する期限を平成三三年四月一三日までとすることとした。（附則第三項関係）

2　輸出貿易管理令別表第一の一六の項に掲げる貨物の南スーダンを仕向地とする輸出について、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある特定の場合等に経済産業大臣の許可を要することとした。（別表第三の二関係）

3　この政令は、平成三一年四月一二日から施行することとした。

政令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十一号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年四月十三日」を「平成三十三年四月十三日」に改める。

別表第三の二中「ソマリア」の下に「、南スーダン」を加える。

附　則

この政令は、平成三十一年四月十二日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三